○島田市公会堂整備事業費補助金交付要綱

平成17年５月５日
告示第８号

（趣旨）

第１条　市長は、地域住民のコミュニティづくりの推進を図るため、公会堂の新築、購入、増築、改築、修繕等を行う自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（平18告示49・平19告示24・一部改正）

（定義）

第２条　この要綱において「公会堂」とは、自治会等（町又は字の区域その他市内の一定の区域において、その区域内のすべての世帯を対象として地縁に基づいて形成された自治会、町内会その他の組織をいう。以下同じ。）が管理する建物で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

（１）　会議又は集会に必要な施設を備えているものであること。

（２）　当該自治会等に係る区域の住民が継続的に使用することができるものであること。

２　この要綱において「公会堂整備事業」とは、公会堂について行う整備の事業で次の各号に掲げる事業のいずれかを実施するものをいう。

（１）　新築事業（新たに公会堂を建築する事業をいう。）

（２）　購入事業（既存の建物を新たに公会堂として有償で取得する事業をいう。）

（３）　増築事業（既存の公会堂の床面積を増加させて建築する事業をいう。）

（４）　改築事業（既存の公会堂の一部を除去し、改めて建築する事業をいう。）

（５）　修繕事業（改築の程度に至らない公会堂の補修を行う事業をいう。）

（６）　耐震補強事業（地震に対する安全性の向上を目的として補強工事を行う事業をいう。）

（７）　備品購入事業（公会堂に設置する備品を購入する事業をいう。）

（平23告示52・全改）

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる公会堂整備事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる公会堂整備事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

（１）　新築事業　次の要件を満たすものであること。

ア　新たに結成された自治会等、公会堂を所有しない自治会等、世帯数の増加により新たな公会堂の建築を必要とする自治会等、既存の公会堂が老朽化したことにより建替えを必要とする自治会等その他公会堂を新築することを適当であると市長が認める自治会等が行うものであること。

イ　既存の公会堂が老朽化したことにより建替えを必要とする場合にあっては、既存の公会堂の建築後の年数が、木造のものについては30年以上、木造以外のものについては35年以上であること。

ウ　バリアフリー施設整備基準表（別表第1)の設備の欄に掲げる設備を同表の整備基準の欄に定める基準によりすべて整備するものであること。

（２）　購入事業　前号ア及びイに掲げる要件を満たすものであること。

（３）　増築事業　増築しようとする部分にバリアフリー施設整備基準表の設備の欄に掲げる設備が含まれる場合は、当該設備を同表の整備基準の欄に定める基準により整備するものであること。

（４）　改築事業　改築しようとする部分にバリアフリー施設整備基準表の設備の欄に掲げる設備が含まれる場合は、当該設備を同表の整備基準の欄に定める基準により整備するものであること。

（５）　修繕事業　公会堂の維持管理上必要と認められる修繕であること。

（６）　耐震補強事業　昭和56年５月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった公会堂であって、島田市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第120号）第７条の規定により行われた耐震診断において耐震評点が1.0未満であるとされたものについて、耐震評点を1.0以上にするものであること。

（７）　備品購入事業　公会堂に設置する１台当たり５万円以上の複写機、印刷機又はテレビジョン受信機を購入するものであること。

２　市長は、前条第２項各号に掲げる事業が前項各号に定める要件を満たさない場合であっても、特に必要があると認めるときは、補助の対象とすることができる。

（平23告示52・全改、平24告示51・一部改正）

（補助の経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる公会堂整備事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　新築事業、増築事業、改築事業又は修繕事業　次に掲げる経費

ア　建物の基礎、壁、柱、床、屋根その他公会堂の建物本体に係る工事費

イ　廊下、階段、出入口その他公会堂の主要な施設に係る工事費

ウ　壁、床及び天井の加工、建具、畳、手すりその他公会堂の内外装に係る工事費

エ　台所、トイレその他給排水設備及び衛生設備に係る工事費

オ　電気設備に係る工事費

カ　空調設備に係る工事費

キ　仮設費

ク　アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める工事費

（２）　購入事業　建物の購入に要する経費（建物本体に係る経費をいい、登記その他の手続に要する経費を除く。）及び前号アからクまでに掲げる経費に相当する経費で購入した建物を公会堂に改造するために必要なもの

（３）　耐震補強事業　耐震補強計画書の作成及び耐震補強計画に基づいて行う工事に要する経費

（４）　備品購入事業　備品の購入に要する経費（備品本体に係る経費をいい、備品の設置及び従前の備品の廃棄に係る経費を除く。）

（平23告示52・全改、平27告示160・一部改正）

（補助額及び補助限度額）

第５条　補助額及び補助限度額は、別表第２のとおりとする。

（平18告示49・全改、平23告示52・一部改正）

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第１号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　事業計画書（別記様式）

（２）　規則第13条第３号に規定する収支予算書

（３）　見積書の写し

（４）　新築事業の場合にあっては、位置図及び配置図

（５）　耐震補強事業の場合にあっては、耐震補強計画書及び耐震診断結果報告書

（６）　前各号に掲げるもののほか、補助事業の概要が分かる資料（設計図等）

２　申請者のうち概算払を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

（平18告示49・平19告示24・平23告示52・平24告示51・平28告示124・一部改正）

（交付の条件）

第７条　規則第５条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業に要する事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

（２）　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（３）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（４）　市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（５）　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなけれ

ばならないこと。

（平18告示49・平23告示52・平24告示51・一部改正）

（軽微な変更）

第８条　前条第１号イの軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

（１）　施工場所の変更

（２）　事業主体の変更

（３）　事業量の20パーセントを超える変更

（交付決定の通知）

第９条　市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第４号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（平24告示51・全改、平28告示124・一部改正）

（変更の承認申請及び承認）

第10条　補助金の交付の決定を受けた者は、第６条第１項の申請書の記載事項に変更のあった場合には、速やかに、規則第13条第５号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

（１）　変更事業計画書（別記様式）

（２）　規則第13条第３号に規定する変更収支予算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、補助事業の変更の概要が分かる資料（設計図、見積書の写し等）

２　市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第６号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした者に通知するものとする。

（平18告示49・平19告示24・平23告示52・平24告示51・平28告示124・一部改正）

（実績報告）

第11条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第13条第７号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書（別記様式）

（２）　規則第13条第３号に規定する収支決算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、補助事業の実績が分かる資料（請求書、完成写真等）

（平23告示52・平24告示51・一部改正）

（交付確定の通知）

第12条　市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第８号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（平24告示51・全改）

（補助金の請求）

第13条　補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第９号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（平24告示51・一部改正）

（概算払の請求手続）

第14条　補助金の交付の決定を受けた者が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第９号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（平28告示124・追加）

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平18告示49・追加、平28告示124・旧第14条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成17年５月５日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市公会堂整備事業費補助金交付要綱（平成９年島田市告示第54号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（平18告示49・旧第３項繰上）

３　榛原郡川根町の編入の日の前日までに川根町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（平成６年川根町告示第21号）及び川根町類似公民館建築補助金交付要綱（昭和52年４月１日川根町長決裁）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

（平20告示56・追加）

附　則（平成18年３月30日告示第49号）

（施行期日）

１　この告示は、平成18年４月１日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

（島田市コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱の廃止）

２　島田市コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱(平成17年島田市告示第９号)は、

廃止する。

（経過措置）

3　平成18年度及び平成19年度に増築、一部の改築、修繕又は耐震補強のため補助金の交付を受ける場合において、前年度及び前々年度にこの告示による改正前の島田市公会堂整備事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けているとき又は島田市地域づくり推進事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第７号）別表第１に規定する地域環境整備事業（補助の対象が地区集会所の新築、増改築、修繕及び備品購入であるものに限る。）に係る補助金の交付を受けているときは、この告示による改正後の島田市公会堂整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定により補助金の交付を受けたものとみなして、新要綱第５条の規定を適用する。

附　則（平成19年２月22日告示第24号）

（施行期日）

1　この告示は、平成19年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の公示の日の前日までに、改正前の島田市公会堂整備事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成19年４月27日告示第90号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附　則（平成20年３月31日告示第56号）

この告示は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月29日告示第52号）

この告示は、平成23年４月１日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附　則（平成24年３月29日告示第51号）

この告示は、平成24年４月１日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附　則（平成27年７月１日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成28年４月28日告示第124号）

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附　則（令和２年１月29日告示第13号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第３条関係)

（平23告示52・一部改正）

バリアフリー施設整備基準表

設備	整備基準
出入口	(1)　幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 (2)　戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3)　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	(1)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2)　幅は、内法のりを120センチメートル以上とすること。 (3)　廊下等に設けられる傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア　幅は、内法のりを120センチメートル（段を併設する場合においては、90センチメートル）以上とすること。 イ　勾こう配は、12分の1(高低差が16センチメートル以下の場合は、８分の1)を超えないこと。 ウ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
階段(2階建て以上の場合に限る。)	(1)　手すりを設けること。 (2)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
便所	(1)　便所は、１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）設けること。 (2)　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。 (3)　車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のあ

	る便所の出入口の幅は、内法のりを80センチメートル以上とすること。 (4)　車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

別表第2(第５条関係)

(平23告示52・全改)

区分	補助額	補助限度額
新築事業	基準整備費の額（補助対象経費の額が基準整備費の額に満たない場合にあっては、補助対象経費の額）の３分の２以内の額	次の各号に掲げる公会堂整備経費負担世帯数（公会堂整備事業に係る経費を負担する世帯の数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額 (1)　50世帯以下　7,200,000円 (2)　51世帯以上600世帯以下　9,600,000円 (3)　601世帯以上1,000世帯以下　12,000,000円 (4)　1,001世帯以上　14,400,000円
購入事業	基準整備費の額（補助対象経費の額が基準整備費の額に満たない場合にあっては、補助対象経費の額）の３分の２以内の額	180万円
増築事業、改築事業、修繕事業又は耐震補強事業	補助対象経費の額の２分の１以内の額	当該事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）、実施年度の前年度及び実施年度の前々年度においてこの要綱の規定により自治会等が交付を受けた補助金の額（当該事業を行う公会堂に係るものに限る。次項において同じ。）の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達することとなる額 (1)　次号に掲げる場合以外の場合

		100万円 (2)　交付の対象となった公会堂整備事業のうちに耐震補強事業が含まれる場合　130万円
備品購入事業	補助対象経費の額の３分の１以内の額	実施年度、実施年度の前年度及び実施年度の前々年度においてこの要綱の規定により自治会等が交付を受けた補助金の額の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達することとなる額 (1)　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　100万円 (2)　交付の対象となった公会堂整備事業のうちに耐震補強事業が含まれる場合　130万円 (3)　交付の対象となった公会堂整備事業が備品購入事業のみである場合　20万円

備考

１　この表において「基準整備費の額」とは、次の各号に掲げる公会堂整備経費負担世帯数の区分に応じ当該各号に定める面積（以下「基準延床面積」という。）の数値（新築し、又は購入する公会堂の延床面積が基準延床面積に満たない場合にあっては、当該公会堂の延床面積の数値）に15万4,200円を乗じて得た額をいう。

(1)　50世帯以下　75平方メートル

(2)　51世帯以上100世帯以下　100平方メートル

(3)　101世帯以上200世帯以下　135平方メートル

(4)　201世帯以上400世帯以下　175平方メートル

(5)　401世帯以上600世帯以下　200平方メートル

(6)　601世帯以上800世帯以下　225平方メートル

(7)　801世帯以上1,000世帯以下　250平方メートル

(8)　1,001世帯以上　300平方メートル

２　補償金、保険金その他これらに類するもの又は寄附金（以下「補償金等」という。）を受けて実施する公会堂整備事業については、補助額の算出の基礎となる基準整備費の額又は補助対象経費の額から補償金等の額を控除して補助額を算出する。

３　この表の規定により算出した補助額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

別記様式（第６条、第10条、第11条関係）

（平18告示49・平23告示52・一部改正、平24告示51・旧様式第２号・一部改正）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td colspan="2">m2</td><td>構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">敷地の所有関係</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td colspan="2">m2</td><td>既設建築面積</td><td>m2</td><td>計</td><td>m2</td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積</td><td colspan="2">m2</td><td>既設延床面積</td><td>m2</td><td>計</td><td>m2</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯数</td><td colspan="2"></td><td>確認済証</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">事業の内容</td><td colspan="2">区分</td><td>事業費</td><td colspan="4">財源内訳</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>市補助金</td><td colspan="2">地元
負担金</td><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助対象事業</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td colspan="2">円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>小計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助対外象事業</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>小計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">着工（予定）年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">完成又は購入
（予定）年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

（注）

１　改築事業、修繕事業又は耐震補強事業の場合は事業名、事業の内容、着工（予定）年月日及び完成年月日を、備品購入事業の場合は事業名、事業の内容及び購入（予定）年月日を記載すること。

２　借地の場合は、契約書の写しを添付すること。

３　変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。